

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月に会社A（以下「会社」という。）に機械オペレーターとして採用され、平成〇年〇月に同族会社の会社Bに移籍していたところ、平成〇年〇月頃から同僚とのトラブルがあったことから、トラブルのあった同僚と職場を分けるために配置転換が行われ、同年〇月からはBに在籍したままで、会社において業務に従事することとなったが、ここでも残業の実施方法に変化があり、残業時間や休日労働が増加し、また、社員からのいじめもあったと主張している。

そして、同年〇月には高熱が出るなどの症状が現れたことから、同月〇日にC診療所に受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、度重なる配置転換、職場でのいじめによる精神的ストレス及び長時間労働により精神障害を発病したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害について、労働局地方労災医員協議会精神部会は、意見書において、D医師の意見書を踏まえ、平成〇年〇月下旬にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したとしており、当審査会も請求人の症状経過に照らし、同部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を作成しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えるところから、以下、認定基準に基づき、本件について検討する。

(3) 請求人の業務上の出来事の心理的負荷について検討すると、請求人は、本件疾病の発病の原因となる出来事として、要旨、①同僚からのいじめ等トラブルが常時あった、②配置転換があった、③恒常的な長時間労働があったと主張するので、以下、これらについて検討する。

ア 上記①の出来事について、請求人は、同僚E、上司F、同Gらとのトラブルやいじめ等があったと申述しているが、請求人の主張と会社関係者の申述とを照し合せて検討すると、Eとのトラブルは、専ら請求人のEに対する不満を述べているものであるが、これは両者の考え方の相違が生じているに過

ぎず、上司Fや同Gとのトラブルは、残業の取り方や休日の取り方についての意見の相違や、双方の作業内容・方法等の相違によるものであり、また、飲み会での出来事についても請求人の主観的な思いを述べているものであり、仮に、請求人主張の発言があったとしても、いずれの出来事も客観的に深刻な事態や対立があったとまでは認めることができないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「中」と評価する。

また、コンプレッサーの電源を故意に切断したとの事実は確認できない。

イ ②の出来事については、同僚Eとトラブルがあり請求人からの申立てによる配置換えであり、また、異動先の業務自体の困難さではなく、主として異動先での人間関係に心理的な負荷を感じたというものであって、この配置転換は左遷ではないことから、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と評価する。

ウ ③の出来事であるが、発病前2か月である平成〇年〇月に残業時間が80時間53分であるものの、認定基準に基づくところの恒常的長時間労働の100時間には達していない。また、時間外労働が時によって急激に変化することがあったとしても受注によって波があるのは心理的負荷とは評価しない。

エ その他、請求人は、発病後の平成〇年〇月〇日にH会長からパワーハラスメント発言を受け職場復帰ができなかったとしているが、仮に請求人主張のような発言があったとしても、その発言は、心理的負荷が極度のものとは評価できないので、発病後の出来事としても既存の本件疾病が著しく悪化したとは認められない。

オ なお、本件審理の対象は、請求人主張の発病が業務上の事由によるものと認められるか否か判断するものであり、直接会社の労働基準法違反、安全衛生法違反の有無を審理の対象としていないことを付言する。

(4) よって、本件疾病の発病前6か月間に請求人が受けた業務による心理的負荷の強度の評価は「中」であり、精神障害を発病させるに足る程度の業務による心理的負荷があったとは認められない。

以上を総合すると、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。